



鳥取県公報

平成12年12月26日(火)
第7244号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県会計規則の一部を改正する規則（会計課）.....	1
告 示	青少年に有害な図書類の指定（県民生活課）.....	2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（経営流通課）.....	4
	鳥取県立花回廊の利用料金の一部改正（生産流通課）.....	5
	土地改良法による換地計画の決定（2件）（耕地課）.....	6
	地籍調査に関する事業計画の変更（ " ）.....	7
	保安林の指定予定（森林保全課）.....	7
	公共測量の実施（管理課）.....	8
	土地収用法による事業の認定（ " ）.....	8
	県道の区域の変更（道路課）.....	8
	県道の供用の開始（ " ）.....	9
	都市計画の変更（5件）（都市計画課）.....	10
調達公告	一般競争入札の実施（会計課）.....	11

= 公布された規則のあらまし =

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

- 鳥取県立鳥取湖陵高等学校を^{かい}廨に指定し、その出納員を同校の事務長をもって充てることとした。（別表第1関係）
- この規則は、平成13年1月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第101号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 (第2条、第5条関係)		別表第1 (第2条、第5条関係)	
機 関	職	機 関	職
略		略	
鳥取県立鳥取工業高等学校	事 務 長	鳥取県立鳥取工業高等学校	事 務 長
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	事 務 長	略	
略			

附 則

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

告 示

鳥取県告示第711号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発 行 記 号 等	表示された発行所名
6 6 1 0	雑誌その他の 刊行物	菊門BANG!BANG!	な し	麻布書店
6 6 1 1	"	Beppin School (ベッピンスクール) 2000 6 107	雑誌 0 7 9 7 1 - 0 6	英知出版
6 6 1 2	"	Beppin School (ベッピンスクール) 2000 9 110	雑誌 0 7 9 7 1 - 0 9	"
6 6 1 3	"	挿入 - FILES	な し	絵美寿出版販売
6 6 1 4	"	新婚若妻写真館 OAKMOOK30	雑誌 6 2 1 5 1 - 3 0	株式会社 オークラ出版
6 6 1 5	"	半熟妻営業中 VOL.6	雑誌 1 7 5 2 2 - 8	株式会社 オデッセウス出版
6 6 1 6	"	いやしてあげる	雑誌 1 7 0 3 2 - 8	株式会社 コアマガジン

6 6 1 7	"	StreetSUGAR 9 VOL.205 しろとうグラフィック・マガジン	雑誌 0 4 1 6 7 - 0 9	株式会社サン出版
6 6 1 8	"	Don't! 2000 5	雑誌 0 6 7 7 7 - 0 5	"
6 6 1 9	"	マニア倶楽部 2000 4月号	雑誌 0 8 3 3 1 - 4	三和出版
6 6 2 0	"	熟熟ママレモン VOL.6	雑誌 6 3 4 2 3 - 2 5	株式会社晋遊舎
6 6 2 1	"	美少女調教コレクション Vol.2	雑誌 6 3 4 2 3 - 3 9	"
6 6 2 2	"	NGエヌ・ジー 1月号 Jan. Vol.25	雑誌コード 1 1 9 8 5 - 1	有限会社 セントラル出版
6 6 2 3	"	やっぱ人妻でちゅ!!	雑誌コード 1 1 9 8 6 - 1 2	"
6 6 2 4	"	綺麗なお姉さんのHなあそこ写真集	雑誌 6 6 0 1 4 - 5 8	株式会社司書房
6 6 2 5	"	人妻欲情不倫館	雑誌 6 6 0 1 4 - 6 7	"
6 6 2 6	"	素人娘H体験教えてあげる	雑誌 6 6 7 8 2 - 1 2	株式会社桃園書房
6 6 2 7	"	オレンジ通信 2000 09	雑誌 0 2 1 8 9 - 9	株式会社東京三世社
6 6 2 8	"	チョベリグ!! 2000 9	雑誌 0 6 1 4 3 - 0 9	"
6 6 2 9	"	チヨーイケ! 絶頂娘 VOL.1	雑誌コード 1 2 1 3 8 - 8	"
6 6 3 0	"	傑作若妻桃色図鑑	雑誌コード 0 2 3 6 8 - 0 5	吐夢書房
6 6 3 1	"	インディーズ魂 VOL.2	雑誌 1 1 5 7 6 - 0 8	株式会社 ダイアプレス
6 6 3 2	"	揉んで突いてピュッ	な し	ハメマ書房
6 6 3 3	"	人妻你好	な し	"
6 6 3 4	"	人妻もみもみdeぴゅ!	な し	ピストン図書
6 6 3 5	"	素人天使1流品図鑑 vol.2	雑誌 0 2 0 7 8 - 0 9	平和出版株式会社
6 6 3 6	"	コギャル特急	な し	みこすり図書
6 6 3 7	"	ウレッコ第15巻第9号 通巻第190号	雑誌 0 1 8 5 1 - 9	ミリオン出版

6 6 3 8	"	夜遊びデリバリ隊 Vol.1	雑誌コード 0 9 3 4 4 - 0 8	株式会社 メディアックス
6 6 3 9	"	体位の達人	雑誌 6 8 6 0 2 - 2 6	"
6 6 4 0	"	チュードク NO.1	な し	遊友舎
6 6 4 1	"	チュッパリップス Vol.1	な し	"
6 6 4 2	"	露出シャワー 10月号	雑誌 0 9 7 4 3 - 1 0	株式会社ラン出版
6 6 4 3	"	微熱ドール VOL.04	な し	不 明
6 6 4 4	"	メチャ濡れルージュ VOL.01	な し	不 明
6 6 4 5	録画テープ	巨乳痴女	L K T - 0 1	ラハイナ東海
6 6 4 6	"	ごっくんリップサービス	N L - 0 9	不 明
6 6 4 7	"	ラブラブ ゲッチュ 女子校生 7	C S - 9 7 5	不 明
6 6 4 8	"	女子校生真美	2 9	不 明
6 6 4 9	"	女子校生さおり	3 1	不 明

鳥取県告示第712号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第3項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、縦覧に供する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ鳥取北ショッピングセンターウエストコート
鳥取市南隈字西折返101ほか
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
変更前 アルペン 午後8時
変更後 アルペン 午後9時
- 3 変更年月日
平成12年12月15日
- 4 届出年月日

平成12年12月 8 日

5 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成12年12月26日から 4 月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営流通課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

8 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第713号

平成12年10月13日付鳥取県告示第577号（鳥取県立花回廊の利用料金について）により告示した平成12年10月14日（土）から当分の間入園者の利用料金を平成12年12月31日（日）までの入園者の利用料金とすることについて、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第7条第2項の規定に基づき平成12年12月14日に承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成12年10月13日付鳥取県告示第577号（鳥取県立花回廊の利用料金について）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>平成10年10月23日付鳥取県告示第690号（鳥取県立とっとり花回廊の利用料金について）及び平成12年9月29日付鳥取県告示第555号（鳥取県立とっとり花回廊の利用料金について）の規定にかかわらず、平成12年10月14日（土）から平成12年12月31日（日）までの間は、鳥取県立とっとり花回廊の利用料金を次のとおりとすることを鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第7条第2項の規定に基づき承認したので、同条第3項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">平成12年10月13日 鳥取県知事 片 山 善 博</p>	<p>平成10年10月23日付鳥取県告示第690号（鳥取県立とっとり花回廊の利用料金について）及び平成12年9月29日付鳥取県告示第555号（鳥取県立とっとり花回廊の利用料金について）の規定にかかわらず、平成12年10月14日（土）から当分の間は、鳥取県立とっとり花回廊の利用料金を次のとおりとすることを鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第7条第2項の規定に基づき承認したので、同条第3項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">平成12年10月13日 鳥取県知事 片 山 善 博</p>

1 平成12年10月14日（土）から平成12年12月31日（日）までの間の入園者の利用料金

略

2 略

1 平成12年10月14日（土）から当分の間の入園者の利用料金

略

2 略

鳥取県告示第714号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（中河原工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年12月27日から20日間

3 縦覧に供する場所

国府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第715号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治川流域地区（尾際工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年12月27日から20日間

3 縦覧に供する場所

佐治村役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第716号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により平成12年6月13日付鳥取県告示第366号（国土調査法による事業計画の決定について）により定めた地籍調査に関する県の計画に基づく平成12年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	変更前後の別	調 査 地 域	調 査 期 間	調査面積 (平方キロメートル)
国 府 町	変 更 前	岩美郡国府町大字木原、大字下木原、大字神垣及び大字美歎の各一部	平成13年3月30日まで	2.56
	変 更 後	〃	〃	2.52
岸 本 町	変 更 前	西伯郡岸本町真野、番原及び久古の各一部	〃	3.32
	変 更 後	西伯郡岸本町真野、番原、久古及び大原の各一部	〃	1.95

鳥取県告示第717号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字下野字舟ヶ谷上分743、743の1、743の2、字水目谷口下分746、749、750、751の1、字水目谷口上分758の1、758の3、758の5、758の8、758の13、758の31、758の32、字舟ヶ谷下分764、764の2、字和見谷東側口分1238の1、1240、字小谷1243の1、1244、1246、1248、1249の1、字寺ノ谷1253、大字大江字蒲原5、6、字尼ヶ滝上工1381から1384まで、1386の1、1386の2、1387、字大小谷1925から1927まで、字紙屋谷大谷口東平奥1929、1933、1934、1937、1938、字祖母ヶ谷大杖1957、1957の1、1958、1958の1、1959、字織尾1960、1962、1962の1、字中ノ谷1967、1968、1969の1、1969の2、字祖母谷西平1970、1971、1972の1、1972の2、1973の2、1974から1976まで、字ゲンザウ1978、字茗荷谷1980から1983まで、1983の1、1984、1986、字大榎谷上ミ平1987から2001まで、字大榎谷空山2005の1、2006、字大澤2011から2013まで、字爪ヶサコ2014、2018から2021まで、2024、字大榎谷西平2025から2030まで、字大榎谷口下モ2032、2033、字小榎谷上ミ平2034から2036まで、2036の1、2037から2040まで、字和庄谷下モ平2113、字西小谷2123、2124、2126、2127、2128の1、2128の2、2129の2、2129の3、2130、2133、字下モ谷2134、2135、2136の1、2137の1、2138、字蒲原上工2146の1、2147、2148の1、2149の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、船岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第718号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、福部村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（福部都市計画計画図作成業務）
- 2 作業期間 平成12年12月13日から平成13年3月19日まで
- 3 作業地域 岩美郡福部村大字細川、大字岩戸、大字海土、大字湯山及び大字高江地内

鳥取県告示第719号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
郡家町
- 2 事業の種類
農業集落排水事業私都第1処理区処理施設建設事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 八頭郡郡家町大字大坪字蓮田地内
(2) 使用の部分 八頭郡郡家町大字大坪字蓮田地内
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
八頭郡郡家町大字郡家493
郡家町役場

鳥取県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年12月26日から3週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取国府岩美線	岩美郡国府町大字拾石字前田138 - 3地 先から同町大字楠城字向河原391 - 2地 先まで	変 更 前	4.5 ~ 12.0	302.0
		変 更 後	11.5 ~ 19.0	330.0

鳥取県告示第721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年12月26日から3週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
鳥取国府岩美線	岩美郡国府町大字拾石字前田138 - 3地先から同町大字楠城字向 原391 - 2地先まで	平成12年12月26日

鳥取県告示第722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画臨港地区 鳥取港臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
鳥取市賀露町北四丁目
追加する部分
鳥取市賀露町北三丁目、西三丁目、西四丁目及び字西浜

鳥取県告示第723号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2

項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 3・5・3号美萩野覚寺線（変更前3・5・3号堀越覚寺線）

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市美萩野一丁目及び三丁目並びに伏野字中ノ茶屋裏、字塚松ノ下、字長者石、字中ノ茶屋及び字砂浜
変更する部分

鳥取市湖山町西一丁目、二丁目及び三丁目

鳥取県告示第724号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 3・5・7号末広滝山線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市卯垣一丁目及び二丁目

鳥取県告示第725号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 5・6・2号弓ヶ浜公園

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市両三柳字宇治平道左右

追加する部分

米子市両三柳字幸助平道左右、字新川西、字御免地道西沖及び字御免地道東

鳥取県告示第726号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道天神川流域下水道

2 都市計画を変更する内容

排水区域の表示

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容**(1) 調達物品の名称及び数量**

鳥取県教育情報通信ネットワーク（Torikyo-NET）システム 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成13年3月30日（金）

(4) 納入場所

鳥取市湖山町北五丁目201 鳥取県教育研修センター

情報教育棟 1階 Torikyo-NET 管理室

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第49号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が電気通信器機のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

- (3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成12年12月26日（火）から平成13年2月8日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857 - 26 - 7433

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成13年1月10日（水）午前11時00分

鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成13年2月8日（木）午後1時10分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成13年2月8日（木）正午までとする。）

鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す使用に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成13年1月29日（月）午後5時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Tottori Prefectural Education Information Network (Torikyo-NET) System

(2) January 29, 2001 5:00PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) February 8, 2001 1:10PM : Time-limit for submission of tenders

February 8, 2001 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Please Contact : Accountion Division, Bureau of the Treasury, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashimachi Tottori-shi 680-8570 Japan, TEL : 0857-26-7433

